

行政委員の報酬に係る他県の見直し状況

資料 1 - 1

平成22年12月17日時点

	見直し状況 (平成21年1月大津地裁判決以降)	検討状況
1	北海道 H21. 2議会 (収用委員)	収用以外については引き続き検討
2	青森県 H22. 2議会 (日・月併用)	
3	岩手県	
4	宮城県	
5	秋田県 H22. 9議会 (公安、教育を除き日・月併用)	
6	山形県	年度内を目途に、必要な見直しを進める
7	福島県	
8	茨城県 H22. 2議会 (収用、海区、内水面を日額)	
9	栃木県	
10	群馬県 H22. 2議会 (収用を日額)	
11	埼玉県	
12	千葉県	
13	東京都	
14	神奈川県 H22. 2議会 (公安、識見監査委員を除きすべて日額)	
15	新潟県 H21. 12議会 (収用・海区・内水面のみ日額)	当面、3委員を日額化。他は引き続き検討。
16	富山県	県の行政委員の報酬のあり方を検討する懇話会を開催(9月)し検討を開始。今年度中に結論を出す予定。
17	石川県	報酬体系のあり方を考える検討委員会を発足(10月)し、検討を開始。
18	福井県	
19	山梨県 H22. 12議会 (すべて日額)	
20	長野県	外部の有識者で構成する検討会を12月中旬に設置予定。
21	岐阜県	来年度からの適用を目指し、3月議会に向けて見直し作業中。
22	静岡県 H22. 2議会 (すべて日額)	
23	愛知県	
24	三重県	H23. 4改定予定
25	滋賀県	第三者委員会を設置。「月額制を一部残しつつ、原則日額制に見直し」とする報告書が年内に提出される予定。
26	京都府	特別職報酬等審議会の場(8月)で検討を開始。
27	大阪府	H21. 9月議会で日額化議案撤回。今後勤務実態を再度調査し、検討する予定。
28	兵庫県	
29	奈良県	
30	和歌山県	
32	島根県	検討を開始(8月)。
31	鳥取県 H22. 2議会 (選管、収用、海区、内水を日額)	
33	岡山県	
34	広島県 (P) H22. 12議会 (日・月併用)	
35	山口県	来年4月からすべての委員会を日額化する方向で検討中。
36	徳島県	検討を開始(8月)。今年度中に結論を出す予定。
37	香川県	
38	愛媛県 H22. 9議会 (公安、監査を除きすべて日額)	
39	高知県	
40	福岡県 (P) H22. 12議会 (選管、労働、収用、海区、内水を日額)	
41	佐賀県	委員の公務外で行う活動実態を調べた上で見直しを検討
42	長崎県	
43	熊本県 H22. 2議会 (日・月併用)	
44	大分県 H22. 2議会 (選管、労働、収用、海区、内水を日額)	
45	宮崎県	大分方式も含めて見直し内容を検討中
46	鹿児島県	
47	沖縄県	

・見直し済 15道県

(収用、海区、内水面を見直したところが多いが、さらに拡大している県もある。)



## 【他県の裁判状況】

現在、以下の16都府県において、住民訴訟が提起されている。

宮城県、山形県、福島県、栃木県、東京都、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、徳島県、高知県、鹿児島県

このうち、滋賀県は1審及び2審で県が敗訴し現在上告中、兵庫県は1審及び2審で県が勝訴、愛知県及び東京都は1審で県が勝訴、その他の都府県は1審係争中である。

≪滋賀県：労働、収用、選管の各委員についての訴訟≫

大津地裁判決（平成21年1月22日） 滋賀県敗訴

〔判決抜粋〕

普通地方公共団体は、法203条の2第1項所定の非常勤の職員に対しても、特別な事情がある場合には、同条2項本文の例外として、同項ただし書きに基づき、条例で特別の定めをすることにより、勤務日数によらないで報酬を支給することができるが、本件で問題となっている選挙管理委員会、労働委員会、収用委員会の各委員については、それらの委員が法律上明文の規定をもって非常勤とされている以上、上記のような例外的取扱いは、その勤務実態が常勤の職員と異ならないといえる場合に限られるというべきである。

（略）到底常勤の職員と異ならないとはいえず、法が、このような勤務実態を有する本件委員らに対し、勤務日数によらないで報酬を支給することを許しているものとは解されない。

大阪高裁判決（平成22年4月27日） 滋賀県敗訴

〔判決抜粋〕

法203条の2第2項は、同条第1項所定の非常勤職員に対する報酬はその勤務日数（勤務量）に応じて支給すると同条2項本文の原則は堅持しつつ、そのただし書において、各地方公共団体の議会が制定する条例をもって特別な定めをすることができることを認めたものであるところ、本件ただし書に実体的な要件は規定されていないから、原則的には、本件ただし書によって条例で特別の定めをするかどうかは議会の裁量にゆだねられていると解するのが相当である。

（略）本件ただし書を適用して条例で特別な定めをするかどうかは、地方公共団体の議会が、本件ただし書の趣旨目的を踏まえて、対象となる非常勤職員の職務内容及び勤務態様等の具体的な事情を考慮し、月額報酬制等をとるのを相当とするような特別な事情があるかどうかを判断して、裁量によりこれを決するものということになる。

（略）非常勤の本件委員らについて月額報酬制を採用している本件規定に係る議会の判断が裁量の範囲を逸脱して違法でないかどうかは、このような社会情勢の大きな変化を前提としつつ、当該職務の内容・性質や勤務態様、地方の実情等に照らし、法203条の2第2項本文の日額報酬制の原則によらずに月額報酬制をとるのを相当とするような特別な事情があるかどうかを検討し、もって本件規定が同条項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっているかどうか、そしてそのような状態が相当期間内に是正されていないといえるかどうかによってこれを決すべきものと考える。

(略) (採用委員会の委員について) これらの勤務実日数をみる限り、勤務の実情について月額報酬制をとることが相当な特別の事情があるとみることが困難と思われる。また、本件証拠上、控訴人が主張する裁量の要素で、既に述べたほかに、月額報酬制をとるの相当との判断を基礎づけるに足る具体的事実を認めることはできない。

(略) (選挙管理委員会委員長について) 勤務は1か月に1週間程度であってそれなりの負担であり、計算による1日当たりの金額も著しく不合理なものでもないとの判断もあり得るといえる。そこで、不当ではなく、裁量の範囲を逸脱して違法かどうかという観点からは、同委員長について現在の月額報酬制をとる本件条例中の本件規定が、法203条の2第2項本文の日額報酬制の原則と矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっているとは直ちに断じたいというべきである。

(略) 滋賀県選挙管理委員会委員長を除くその他の本件委員らについて本件規定が採用している月額報酬制は、現時点では法203条の2第2項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態となっており、その状態が少なくとも平成15年度以降継続し、既に是正のために必要な相当期間が経過しているものと認められる。したがって、本件規定は、許された裁量の範囲を逸脱して違法、無効というべきである。

しかし、滋賀県選挙管理委員会委員長については、月額報酬制をとる本件条例中の本件規定が、現時点で法203条の2第2項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっているとは直ちに断じ難く、いまだ議会の裁量の範囲内にとどまっているものというべきである。

## 《兵庫県：すべての行政委員についての訴訟》

### 神戸地裁判決（平成22年4月27日） 兵庫県勝訴

[判決抜粋]

職務の内容及び性質等に照らし、登庁して会議等に参加する以外にも、通常、勤務時間として把握し切れない機会に職務遂行のため諸々の調査研究を行うなど役務を提供していると見るべき場合が相当程度あるのであれば、勤務日数のみでは提供した役務の質を的確に評価できないものとして、報酬を月額制又は年額制とすることに合理性があるといえる。

(略) 非常勤職員の種類ごとに個別に規定することが立法技術的に容易ではなく、むしろ、各普通地方公共団体の議会がその実情も踏まえて判断することが相当と考えられたため、非常勤職員一般について、非常勤という共通項に着目して報酬日額制を原則とする体裁を採ったと解されるから、同項の規定から、直ちに行政委員会の委員につき日額制以外の報酬支給方法が許される余地は少ないということとはできず、上記のとおり、その判断は、原則として普通地方公共団体の議会の裁量に属するというべきである。

(略) 公正性や中立性を確保するため、法令により、任期中を通じて、一定の活動の制限や服務上の義務が課されている者がいることが認められるほか、本件各委員らの中には、委員会の会議（定例会議及び臨時会議を含む）の出席以外にも、その活動として、県議会への出席のほか、委員会活動に関連する公式・非公式の各種行事などに出席している者、及び委員会の会議の開催前後に資料や議案の検討に相当の時間を割いている者等がいることが窺える。したがって、本件における原告らの主張及び当事者双方の立証による限り、兵庫県議会が、本件各委員らについて、委員会の会議等への出席日数という勤務日数に応じて報酬を支給するよりも月額報酬を支給することが相当と判断し、本件条例2条、別表第1を制定したことが立法裁量の範囲を逸脱又は濫用したものであるということとはできない。

### 大阪高裁判決（平成22年11月4日） 兵庫県勝訴

[判決抜粋]

行政委員会の委員の報酬については、従来、条例で月額報酬制を採用していた普通地方公共団体が全国的にみてほとんどであって、現時点においてかかる取扱いの実情が大幅に変化したとの事情もうかがわれないこと、月額報酬制を採用した条例の定めが法203条の2第2項の趣旨に違反し違法とした裁判例は、平成21年1月22日に大津地方裁判所で言い渡された判決が初めてであること、同条項の法律解釈につき同判決と異なる見解も存在し、その見解にも相応の根拠のあることがそれぞれ認められる。

(略) 法203条の2第2項ただし書所定の特別の定めをどのような場合に条例で定めるかは、条例を制定する普通地方公共団体の議会の裁量判断に委ねられていると解され、当該非常勤職員の職務の性質、内容及び勤務の態様等に照らし、勤務日数によらずに報酬を支給することが著しく不合理であるといった事情がない限り、月額報酬制を条例で定めること自体が上記裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものとして違法、無効となるとはいえないというべきである。

(略) 本件各委員らは、普通地方公共団体の長の部局から職務上独立して事務を管理し及び執行する執行機関たる行政委員会を構成する者であり、その職務の性質、内容及び勤務の態様が原判決の認定するとおりであることのほか、上記補正のとおり、法203条の2第2項の規定に関する改正経緯、行政委員会の委員の報酬についての他の普通地方公共団体における取扱いの実情等にも照らせば、本件各委員らの勤務実日数及び委員会活動の1回当たりの平均時間が控訴人らの上記主張のとおりであること、さらに、普通地方公共団体の財政をめぐる昨今の社会的な情勢の変化を考慮したとしても、本件条例2条が、法203条の2第2項が普通地方公共団体の議会に与えた裁量権の範囲を超え又はこれを濫用したものとして違法、無効であるとは認めることができない。

## 《愛知県：監査委員以外の行政委員についての訴訟》

名古屋地裁判決（平成22年7月15日） 愛知県勝訴

[判決抜粋]

（教育、公安、選管、人事、労働については却下。収用、海区、内水面について本案審理）

いかなる場合に日額制以外の方法による報酬を支給するかは、条例制定権限を持つ議会の広範な裁量にゆだねられているものと解するのが相当である。もともと、(略) どのような職種の非常勤職員に対しても日額制以外の方法による報酬支給が認められると解することはできず、その職種の職務の内容及び勤務の態様に照らし、日額制以外の方法による報酬支給が相当と認められる職種に限られるというべきである。しかし、上記のとおり、条例制定は議会の広範な裁量事項であり、地方自治法の解釈においても地方公共団体の自主立法権を尊重するべきであるから、議会の判断は原則として尊重されるべきであり、同法203条の2第2項ただし書に基づく条例が当該ただし書によって議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱したものであるというためには、当該非常勤職員の職務の内容及び勤務の態様に照らし、明らかに日額制以外の方法による報酬支給が不相当であると認められる場合に限られるというべきである。

(略) 本件3委員会（収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会）の委員の職責や勤務の態様は、行政委員会の委員ではない他の非常勤の職員とは大きく異なるものであり、その勤務量を勤務日数のみによって量ることはできない面があることから、その報酬の支給方法についても、必ずしも日額制を採用しなければならぬとまではいえず、本件3委員会の委員の報酬について月額制を採用したことが、議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを乱用したものとは認められない。

《東京都：選挙管理委員会の委員についての訴訟》

東京地裁判決（平成22年9月30日） 東京都勝訴

[判決抜粋]

このように、東京都選挙管理委員会が管理及び執行すべきものとされている事務は、相当程度に広範であり、かつ、専門性が高いものといえることができる。

本件各委員は、(中略)、その内容においてもその性質等においても多様なそれらの職務を受けて、そのときどきにおける勤務の態様等も異なるものといえることができ、上記のような東京都選挙管理委員会の事務の管理及び執行について最終的な責任を負うものである。

このような本件各委員の職務の内容や勤務の態様等を考慮すると、本件各委員に対する報酬について、単に会議に出席するなどした日数に応じて支給するといった方法によることが常に必ず具体的実情に沿うものとまでは断じ難く、上記の日数によって一律には評価し尽くせない事由もあるとして、東京都議会において、月額をもって定めた報酬を支給するものとしたとしても、そのような判断をもって裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるとまでは直ちには認め難い。